

令和 7 年度 りんごっ子公園遊具更新工事 要求水準書

1. 要求水準書の意義

本要求水準書は、豊丘村が実施する令和 7 年度りんごっ子公園遊具更新工事（設計・施工一括発注方式）におけるプロポーザルの参加者に求める企画提案の前提条件となる要求水準を示すものである。

参加者は、本要求水準書に明記されている事項を満たしたうえで、本工事に関する企画提案を行うことができる。

また、本工事の契約者は、工事期間にわたり要求水準を遵守しなければならない。

2. 工事内容等

- (1) 実施設計
- (2) 既存遊具等撤去工事（基礎撤去、運搬処分を含む。）
- (3) 遊具等設置工事（製品本体、現場搬入、組立据付、配管工事、基礎工事、製品本体の工場制作（工場検査等）を含む。）
- (4) 安全施設設置工事（遊び場セーフティサイン、安全マット（接着型）、安全柵等）
- (5) 遊具設置に伴う整地工事（安全領域確保のための土地造成・整地等）
- (6) 遊具資材搬入等に伴う仮設道整備工事（必要に応じて。）
- (7) 使用上の注意看板等設置工事
- (8) 遊具設置に伴い支障となる植栽の伐採及び伐根

3. 要求要件

【目的物に関する事項】

(1) 工事名及び工事場所

「令和 7 年度りんごっ子公園遊具更新工事」豊丘村大字河野 8387 番 1

(2) 総工事上限価格

64,900,000 円（税込み）を想定

※「2. 工事内容等」の全てを含む。

(3) 撤去対象遊具

- ・複合遊具 1 基
- ・ロープウェイ 1 基
- ・砂場 1 基（芝生により復旧すること）
- ・水飲み 2 基（公園 1 基・駐車場 1 基）

※北側（竜東一貫道路沿い）の植栽は伐採・伐根のうえ、コンクリート擁壁へフェンスを設置する予定です。また、駐車場の舗装更新を行う予定です。

上記の伐採・伐根・舗装更新は、村から村内事業者へ別途発注します。なお、施工時期はプロポーザルにて決定した受注者と相談のうえ決定します。

(4) 更新遊具

① 使用対象

3 歳から 12 歳まで（幼児：3 歳から 6 歳まで、児童：6 歳から 12 歳まで）

② 設置予定遊具等

・複合遊具	（対象：児童）	1 基
・インクルーシブ複合遊具	（対象：幼児）	1 基
・ロープウェイ	（対象：児童）	1 基
・インクルーシブ 4 連ブランコ	（幼児用 2 座、児童用平板型 2 座）	1 基
※幼児用 2 座の内訳は、背もたれ型 1 座、バケット型 1 座とする。		
・インクルーシブ回転遊具	（対象年齢 3～12 歳）	1 基
・雲梯	（対象：児童）	1 基
・水飲み（公園内へ 2 基）		2 基
・テーブル付きサークルベンチ		1 基以上
・日よけ、雨よけ施設	（40～50m ² 程度）	1 基
※テーブル、ベンチ 2 セット以上設置含む。		
※日よけ、雨よけ施設は、SPL 認定製品の有無は問わない。		

※遊具については、長寿命化、維持管理の観点から、集約できるものは、なるべく集約すること。また、必要な設備等あれば提案すること。

※「(2) 総工事上限価格」の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求めます。

※平面図（資料 2）について、「遊具設置エリア」以外は、発注者が考える想定エリアであり、想定エリア外への設置も可能ですので、利用する側、見守る側の双方の視点に立ち、プロポーザルにて積極的な提案を求めます。

③ 配慮事項

- ・ 遊具の対象年齢は 3 歳から 12 歳までとするが、事故回避のため幼児対象エリアと児童対象エリアを区分する等、可能な範囲で配慮すること。
- ・ インクルーシブ、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・ 遊具の材質・塗装は、耐久性が優れたものとする。
- ・ 遊具は維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とすること。特に地際部は劣化が進行しやすいため、長寿命化を考慮した材質や構造とすること。
- ・ 各遊具の見えやすい位置に対象年齢を示すシールを貼り付けること。
- ・ 子どもの冒険心を育み、多様な遊びの形態（のぼる、すべる、くぐる等）が提供できるような遊具を設置すること。
- ・ 保護者が容易に子どもたちの状況が分かるよう視認性を考慮した提案とすること。
- ・ 「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S：2024）」（（一社）日本公園施設業協会）に準拠すること。
- ・ （一社）日本公園施設業協会 SP 又は SPL マーク表示認定企業の製品とすること。
※ 日よけ、雨よけ施設を除く。
- ・ （一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士又は公園施設製品整備技士の資格を有する者が遊具の設置・組立を行うこと。
- ・ 基礎は、土の流出などによる露出がない構造とすること。
- ・ 工事に伴い、公園施設等を破損した場合は、受注者により補修等行うこと。
- ・ 遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内板、安全マット（接着型）、安

全柵等を適切に配置すること。

- ・ 上記のほか、提案遊具の形状等を考慮し安全な利用を確保するために、クッション性のあるシート状材の敷設を検討すること。
- ・ 近年の猛暑から遊具利用による火傷などの対策を可能な限り盛り込むこと。

【要求水準】

豊丘村りんごっ子公園は、平成 3 年に整備された公園である。

この公園は、樹木に囲まれた憩いの場として地域住民に根付いていることから、落ち着いた空間となることに重きを置き、周囲と雰囲気が調和するよう配慮することを期待する。

また、公園の名称になっている「りんご」はランドマーク的存在であることから、更新にあたっては、「りんご」のイメージが残るデザインを期待する。また、長いすべり台も子どもたちに親しまれているため、それらを組み合わせたかたちでの複合遊具を期待する。

新しくなった公園が、障がいの有無や年齢、性別などに関係なく、広く地域の方々に親しまれるようなインクルーシブを重視したデザインを期待する。遊具を中心とした公園全体のコンセプトは提案者に委ねるものとするが、特色を持ったコンセプトの提案を期待する。

【施工に関する事項】

1. 工 事 名 : 令和 7 年度 りんごっ子公園遊具更新工事
2. 発 注 者 : 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲 3120 番地 豊丘村長 下平 喜隆
3. 工事期間 : 契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで
4. 工事場所 : 豊丘村大字河野 8387 番 1
5. 保 険
 - (1) 工事期間中、必要に応じ請負業者賠償保険等を掛けること。
 - (2) 受注者の責任において労災保険に加入すること。(双方受注者負担)
6. 留意事項
 - (1) 工事用用水、動力、光熱費等は受注者の負担とする。また、各料金の引渡日迄の使用料は受注者の負担とする。
 - (2) 敷地内障害物、地中障害物の対応方法は監督員と協議すること。(受注者負担)
 - (3) 工事車両の通行ルートには芝養生をするなど、既存の芝をなるべく傷めないように工夫すること。
 - (4) 周辺の道路舗装を傷つける恐れがある搬入車両の通行については、舗装を傷つけないよう養生等による適切な対応を行うとともに、通行の際には徐行を心がけ、近隣住民から苦情が出ることがないように安全運転に十分留意すること。
 - (5) 発生材の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「再生資源の利用の促進に関する法律」等に従い、場外搬出のうえ元請負者（排出事業者）の責任において適正に処分すること。
 - (6) 廃棄物の運搬・処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
 - (7) 工事完了時は廃棄物ごと処理数量を集計し、積み込み状況写真、運搬状況写真、中間処理場搬入状況写真、処分状況の写真、マニフェスト A 票、B2 票、D 票、E 票の写し（廃棄物の種類ごとに 1 セット）及び集計表を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出すること。(B2 票及び D 票はマニフェスト交付 90 日（特別管理産業廃棄物は 60 日）、E 票は 180 日以内に提出するものとし、工期内に提出できない場合は監督員と協議すること。)

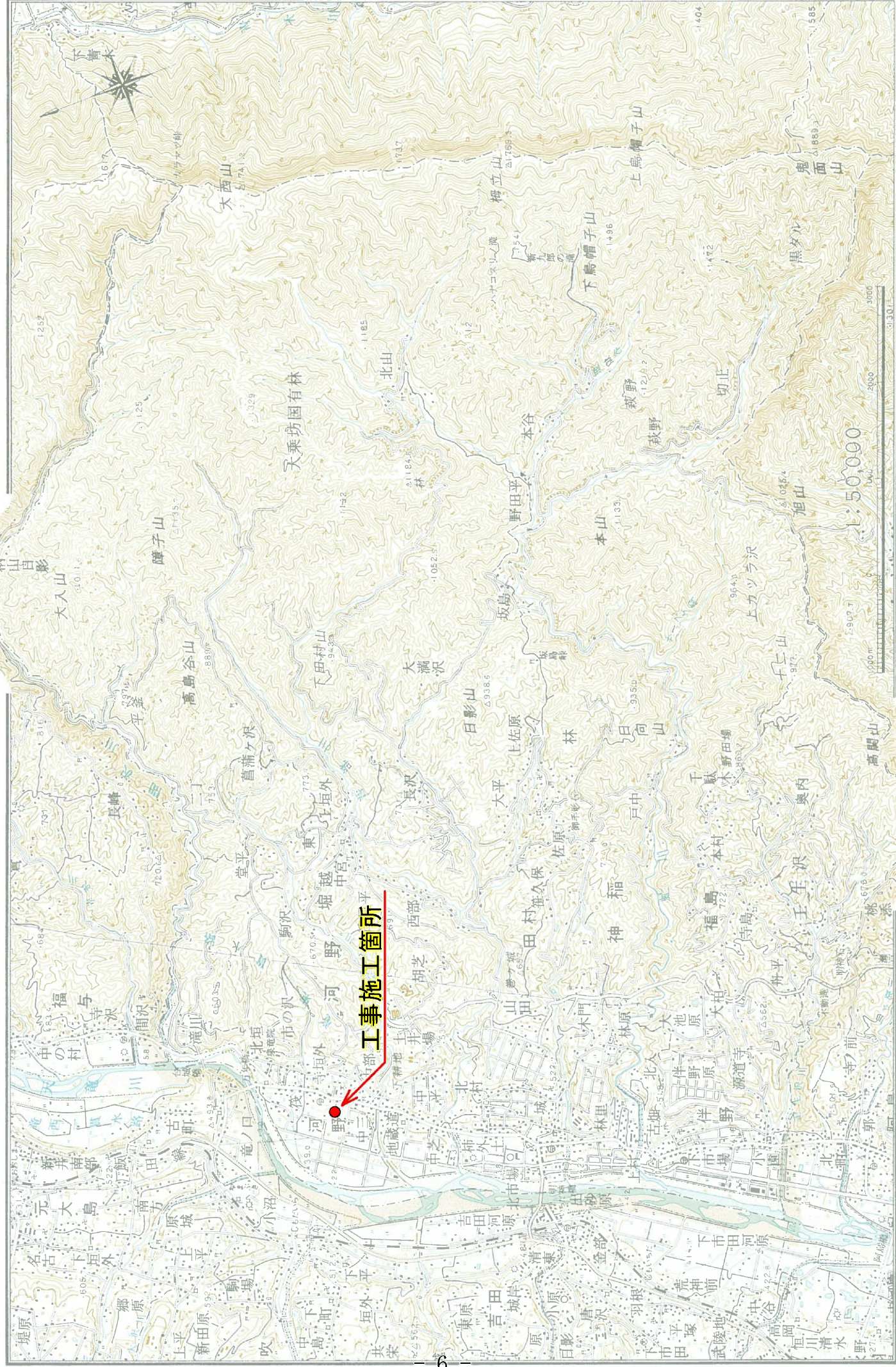
- (8) 建設工事に係る資材の再資源化等に係る法律の対象建設工事となる場合、同法第 11 条に基づく通知及び第 12 条に基づく説明を行うこと。
- (9) 工事請負額が 500 万円以上の工事については、工事实績情報（CORINS）の登録をすること。登録する場合は、あらかじめ監督職員の確認を受け、次に示す期間内に登録手続きを行うとともに、登録を証明する資料を監督職員に提出すること。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
- ア 工事受注時 契約締結後 10 日以内
 - イ 登録内容の変更時 変更契約締結後 10 日以内（請負額変更は登録不要）
 - ウ 工事完了時 工事完成後 10 日以内
- (10) 工期中は工事内容を工事現場の見やすい場所に明示し、施工にあたっては「建設工事公衆災害防止対策要綱」により施設利用者及び通行人など第三者に対する安全確保に万全を期すこと。また、工事に伴う振動、騒音、埃等による周囲環境等への影響を最小限に抑えるよう低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の重機の使用などに留意すること。
- (11) 暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は被害届を速やかに警察に提出すること。
- (12) 工期内での完了を遵守すること。
- (13) 工事着手前に工程表・施工計画書・安全計画及び仮設計画等を作成し、監督員の承諾を得ること。
- (14) 施工中は監督員と随時工程打合せを行い、連絡調整をはかること。
- (15) 契約後の建設に関する一切の手続き、関係官公署への必要な届け出及び連絡は速やかに受注者において行うこと。（費用は受注者負担）
- (16) 解体工事等に際しては、近接工作物等、対象物以外を損傷することのないよう注意すること。
- (17) 下請契約締結後、下請負人一覧表、施工体系図及び施工体制台帳、契約書（内訳書含む）等の写しを監督員に提出すること。
- (18) また、次の業種についても建設業の請負工事同等に扱い記載すること。
- ア 交通整理員、ガードマン
 - イ 特別産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者
 - ウ ダンプ運転手
 - エ 1 日で完了する請負契約、小額な作業・雑工・労務のみの単価契約の請負契約
 - オ 他の会社から応援車を借上げて請負契約を締結した場合（臨時雇用関係である場合を除く）。
- (19) 受注者は下請金額に関らず全ての工事について建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けること。また、「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。なお、受注者が契約する前項目ア～オの業種についても「施工体制台帳」及び「施工体系図」に記載すること。
- (20) 工事現場においては労働災害及び公衆災害の防止に努めるとともに全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行い、結果を工事日誌へ記録するほか記録写真も整理のうえ提出すること。
- (21) 工事車両に係る次の事項について施工計画書に記載し、施工時においても遵守すること。
- ア 積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。
 - イ 過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
 - ウ 資機材等の運搬にはさし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車両及び不表示車等を使用しないこと。また、同車両からの資機材等の引き渡しを受けないこと。

- エ 下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車両を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
 - オ 飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
 - カ 土砂等の運搬に関する事業者の選定に当っては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第 12 条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。
- (22) 建設業退職金制度について
- ア 建設業者は自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - イ 建設業者が下請契約を締結する際は下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること。または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
 - ウ 請負代金の額が 800 万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、建設業者は建退共の発注者用掛金収納書を工事契約締結後 1 ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、建退共対象労働者を使用しない場合は理由書を提出すること。
- (23) 下請契約を締結する際は、村内業者とするよう努めること。
- (24) 工事用資材の調達に当たっては村内の取扱い業者から購入するよう努めること。また、グリーン購入推進に努めること。
- (25) 汚水、汚濁、土砂の流出防止に努めること。
- (26) 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は発注者に移譲する。
- (27) しゅん工書類等の収納箱仕様等は保存方法を確認の上、監督員の承諾を得ること。
- (28) 受注者はしゅん工写真の撮影者選定にあたって以下の条件とすること。
- (専門業者の場合)
- ア しゅん工写真は村が行う事務並びに村及び村が認めた公的機関の広報に無償で 사용할ことができる。この場合において著作者名を表示しないことができる。
 - イ 次の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ工事発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
 - (ア) 完成写真を公表すること。
 - (イ) 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (29) 土日祝日はなるべく工事を行わないこと。(行う場合は事前に監督員の下承を得ること。)
- (30) 工事時間帯は 8 : 00 ~ 17 : 00 までとすること。
- (31) 安全を第一に考え工事箇所のバリケード、工事看板の設置、工事車両の誘導及び公園内の移動速度 10km/h 以下の徹底とともに、公園周辺における歩行者の安全確保や近所への騒音・粉塵対策、公共交通の支障とならないように配慮すること。
- (32) 大型資材の搬入時は、必要に応じて誘導員を配置する等の安全管理をするとともに、責任を持って安全の確保に努めること。

7. 参考資料

- (1) 位置図 (資料 1)
- (2) 平面図 (資料 2)
- (3) 撤去対象遊具等写真 (資料 3)

平成二十一年四月作成



この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号) 平7開様、第496号

セントラル・スペース・テクノロジ株式会社調製

(資料2) 平面図

水飲み②設置
想定エリア

テーブル付きサークルベンチ
設置想定エリア

日よけ・雨よけ設置
想定エリア

遊具設置エリア

水飲み①設置
想定エリア

※「遊具設置エリア」以外は、発注者が考える想定エリアであり、
想定エリア外への設置も可能ですので、利用する側、見守る側の双方の視点に立ち、
プロポーザルにて積極的な提案を求めます。

(資料3) 撤去遊具等写真

① 複合遊具



② ロープウェイ



③ 砂場



④ 水飲み(1)



⑤ 水飲み(2)

